

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第１１条中「平成７２年５月１２日」を「平成７２年５月３日」に改める。

別紙１－２から別紙１－６、別紙１－９、別紙１－１２、別紙１－１３、別紙１－１５、別紙１－１６、別紙１－１９、別紙１－２２、別紙１－２４、別紙１－２５、別紙１－２７、別紙１－３０、別紙１－３１、別紙１－３４、別紙１－３５、別紙１－３７から別紙１－４２、別紙１－４４、別紙１－４６、別紙１－４７、別紙１－５１、別紙１－５８、別紙１－６２、別紙１－６７、別紙１－６９、別紙１－７０、別紙１－７３、別紙１－７４、別紙１－７８、別紙１－９１、別紙１－９８から別紙１－１０１、別紙１－１０３から別紙１－１１２を次のとおり改める。

別紙1－2

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延 長 25. 1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町	から	120	25. 1	
京都府城陽市 寺田金尾	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション(仮称)
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

334, 115 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 5 年 | 12 月 | 4 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 36 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

393, 640 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 375, 486 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
 京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延 長 3. 5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾	から	120	3. 5	
京都府八幡市 美濃山荒坂	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション(仮称)
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡ジャンクション(仮称)
府道八幡インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

109, 007 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 1 月 | 20 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 088 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 102, 468 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
 大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延 長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂	から	120	10.7	
大阪府高槻市 原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡ジャンクション(仮称)
府道八幡インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

362, 457 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 36 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

432, 916 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 412, 613 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

(イ) 工事の区間	大阪府高槻市原 大阪府箕面市下止々呂美	から まで
-----------	------------------------	----------

(口) 延 長 18.0 キロメートル

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	120	18.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中道自動車道 西宮線	大阪府高槻市 成合南の町	立体接続	高槻第二ジャンクション(仮称)
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻インターチェンジ(仮称)
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木北インターチェンジ(仮称)
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

382, 152 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12 年 | 1 月 | 12 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

415, 191 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 401, 901 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
 兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延 長 22.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美	から	120	22.5	
兵庫県神戸市 北区八多町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ(仮称)
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

384, 574 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

424, 622 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 416, 142 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀	から	80	11.4	
兵庫県宍粟市 山崎町市場	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	山崎ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

60,286 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

70, 661 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 67, 485 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

**(徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市北沖洲 から
 徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延 長 4. 7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲	から	100	4. 7	
徳島県徳島市 川内町富久	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 北沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県徳島市 北沖洲	立体接続	徳島東インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

60,632 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

69, 192 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 65, 978 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

**(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延 長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東	から	100	10.9	
徳島県鳴門市 大津町大代	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県徳島市 川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県徳島市 川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

92,887 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 14 日(供用開始)
- 平成 29 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 605 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104, 605 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県行橋市大字下検地から福岡県京都郡みやこ町下原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県行橋市大字下検地 から
 福岡県京都郡みやこ町下原 まで

(ロ) 延 長 7.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県行橋市 大字下検地	から	100	7.4	
福岡県京都郡 みやこ町下原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県行橋市 大字下検地 から 福岡県京都郡 みやこ町下原 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県行橋市 大字吉国	立体接続	行橋インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	立体接続	みやこ豊津インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	平面接続	本線

(4) 工事予算

44,188 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	26 年	12 月	13 日 (供用開始)
	平成	28 年	12 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

50, 982 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 50, 982 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	から	100	28.3	
大分県宇佐市 大字山本	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	立体接続	椎田南インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	平面接続	本線
県道犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久路土	立体接続	豊前インターチェンジ
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	立体接続	宇佐インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

87, 450 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|---------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 3 月 | 1 日 | (豊前～宇佐間供用開始) |
| | 平成 | 28 年 | 4 月 | 24 日 | (椎田南～豊前間供用開始) |
| | 平成 | 30 年 | 3 月 | 31 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

100, 824 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 100, 824 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県日向市大字財光寺から宮崎県児湯郡都農町大字川北まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県日向市大字財光寺 から
 宮崎県児湯郡都農町大字川北 まで

(ロ) 延 長 20.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県日向市 大字財光寺	から	100	20.0	
宮崎県児湯郡 都農町大字川北	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県日向市 大字財光寺 から 宮崎県児湯郡 都農町大字川北 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道327号	宮崎県日向市 大字財光寺	立体接続	日向インターチェンジ
県道都農インター線	宮崎県児湯郡 都農町大字川北	立体接続	都農インターチェンジ

(4) 工事予算

52,792 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 16 日(供用開始)
- 平成 28 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

58,816 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 58,816 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(栗東湖南IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県栗東市六地蔵

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (栗東水口道路)	滋賀県栗東市 六地蔵	立体接続	栗東湖南インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

717 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|-------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 28 年 | 3 月 | 19 日(供用開始) |
| | 平成 | 29 年 | 3 月 | 30 日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 681 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 681 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

10,128 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 昭和 | 62 年 | 3 月 | 24 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10, 902 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 391 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田田中殿町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速道路2号線	京都府京都市 伏見区竹田田中殿町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 132 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 28 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 460 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 403 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道天理吹田線(郡山下ッ道JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ッ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 121 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12 年	1 月	18 日
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	3 月	22 日 (供用開始)
	平成	29 年	3 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 068 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 068 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(守口JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府守口市大日町四丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
府道高速大阪守口線	大阪府守口市 大日町四丁目	立体接続	守ロジャンクション

(4) 工事予算

10, 587 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	20 年	2 月	1 日
②工事の完成予定年月日	平成	26 年	3 月	23 日 (一部供用)
	平成	26 年	7 月	30 日 (供用開始)
	平成	27 年	9 月	25 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 799 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 799 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府摂津市三島一丁目 から
大阪府摂津市鶴野二丁目 まで

(口) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	80	1.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0. 75 × 2	1. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
1.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3,231 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日
②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 764 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 709 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

11, 593 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 984 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12, 777 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

**(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
 和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県海南市 藤白	から	80	9.8	
和歌山県有田郡 有田川町天満	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号	和歌山県海南市 藤白	立体接続	海南インターチェンジ
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橋本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号及び 県道吉備金屋線	和歌山県有田郡 有田川町天満	立体接続	有田インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡 有田川町天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

47,855 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成予定年月日	平成	22 年	7 月	7 日	(供用開始)
	平成	29 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48, 988 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 48, 988 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道松原那智勝浦線(南紀田辺IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県田辺市稲成町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号 (田辺西バイパス)	和歌山県田辺市 稲成町	立体接続	南紀田辺インターチェンジ
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県田辺市 稲成町	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 814 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	7 月	12 日 (供用開始)
	平成	28 年	3 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 053 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 053 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

**(和歌山県田辺市中芳養から和歌山県田辺市芳養町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県田辺市中芳養 から
 和歌山県田辺市芳養町 まで

(ロ) 延 長 1.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県田辺市 中芳養	から	80	1.2	
和歌山県田辺市 芳養町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県田辺市 中芳養 から 和歌山県田辺市 芳養町 まで	2 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

924 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 27 年 7 月 9 日(供用開始)
- 平成 28 年 3 月 30 日(残事業完成)

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 046 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 046 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道483号 (春日和田山道路)	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

618 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

852 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 821 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

**(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目	から	80	10.2	
京都府綾部市 有岡町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

22,972 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 193 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 076 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府綾部市上杉町 から
 京都府舞鶴市字堀 まで

(ロ) 延 長 4. 7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府綾部市 上杉町	から	80	4. 7	
京都府舞鶴市 字堀	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12,013 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 966 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 535 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道敦賀線(小浜IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

福井県小浜市府中

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小浜インター線	福井県小浜市 府中	立体接続	小浜インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 298 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	26 年	7 月	20 日 (供用開始)
	平成	28 年	3 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 520 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 520 百万円) (消費税込み)

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び４号に定める協定記載事項）

**中国縦貫自動車道（三次JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

広島県三次市四拾貫町字白鳥

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中国横断自動車道 尾道松江線	広島県三次市 四拾貫町字白鳥	立体接続	三次ジャンクション

(4) 工事予算

2, 624 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日
②工事の完成予定年月日	平成	25 年	3 月	29 日 (供用開始)
	平成	28 年	3 月	4 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 480 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 480 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**中国縦貫自動車道(小郡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市小郡上郷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道山口宇部線	山口県山口市 小郡上郷	立体接続	小郡ジャンクション

(4) 工事予算

926 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日
②工事の完成予定年月日	平成	28 年	3 月	27 日 (供用開始)
	平成	28 年	9 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 546 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 546 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市 東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 029 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 35 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 298 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 246 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市 佐伯区五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

926 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 24 年 | 5 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 295 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 248 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**四国縦貫自動車道(松山IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県松山市井門町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道33号	愛媛県松山市 井門町	立体接続	松山インターチェンジ

(4) 工事予算

780 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	26 年	3 月	16 日 (供用開始)
	平成	29 年	3 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 397 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 397 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道55号	高知県高知市 一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

278 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 6 年 | 1 月 | 26 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

614 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 600 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**九州縦貫自動車道鹿児島線(嘉島JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県上益城郡嘉島町大字井寺

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
九州横断自動車道 延岡線	熊本県上益城郡 嘉島町大字井寺	立体接続	嘉島ジャンクション
九州横断自動車道 延岡線	熊本県上益城郡 益城町大字小池	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

6,255 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26年 | 3月 | 22日(供用開始) |
| | 平成 | 28年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,567 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,567 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**九州横断自動車道長崎大分線(多久IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

(4) 工事予算

599 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 昭和 | 48 年 | 9 月 | 29 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

910 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 879 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**九州横断自動車道長崎大分線(大分米良IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	大分県大分市 大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

(4) 工事予算

776 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 2 年 | 5 月 | 15 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 251 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 211 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(佐伯IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市大字上岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道佐伯津久見線	大分県佐伯市 大字上岡	立体接続	佐伯インターチェンジ
東九州自動車道	大分県佐伯市 大字上岡	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

892 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	3 月	21 日 (供用開始)
	平成	28 年	3 月	4 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

933 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 933 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東九州自動車道(弥生PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1, 458 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 832 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 759 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)

(京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号 (有料道路名: 京都縦貫自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	京都府京都市西京区大枝沓掛町	から
	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺	まで

(ロ) 延 長	9.8 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京都市 西京区大枝沓掛町	から	80	9.8	
京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
京都府京都市 西京区大枝沓掛町	から	4 車線	4 車線	
京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道9号	京都府京都市 西京区大枝沓掛町	立体接続	沓掛インターチェンジ
都市計画道路沓掛上羽線	京都府京都市 西京区大枝西長町	立体接続	大原野インターチェンジ
都市計画道路石見納所線	京都府長岡京市 下海印寺岸ノ下	立体接続	長岡京インターチェンジ
一般国道171号	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ・ジャンクション
中央自動車道 西宮線	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ・ジャンクション
中央自動車道 西宮線	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	平面接続	本線

(4) 工事予算

53, 716 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府京都市西京区大枝沓掛町まで
平成 21 年 3 月 18 日

ロ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府京都市西京区大枝西長町まで
平成 22 年 3 月 31 日

ハ 京都府京都市西京区大枝西長町から京都府京都市西京区大原野南春日町まで
平成 24 年 11 月 1 日

ニ 京都府京都市西京区大原野北春日町から京都府京都市西京区大原野北春日町まで
平成 24 年 8 月 18 日

ホ 京都府京都市西京区大原野南春日町から京都府京都市西京区大原野南春日町まで
平成 24 年 9 月 12 日

ヘ 京都府京都市西京区大原野南春日町から京都府京都市西京区大原野南春日町まで
平成 24 年 8 月 18 日

ト 京都府京都市西京区大原野南春日町から京都府京都市西京区大原野灰方町まで
平成 24 年 12 月 4 日

別 紙 1

チ 京都府京都市西京区大原野灰方町から京都府京都市西京区大原野灰方町まで
平成 24 年 7 月 4 日

リ 京都府京都市西京区大原野灰方町から京都府京都市西京区大原野石作町まで
平成 24 年 9 月 12 日

ヌ 京都府京都市西京区大原野石作町から京都府長岡京市下海印寺岸ノ下まで
平成 22 年 8 月 23 日

ル 京都府長岡京市下海印寺西条から京都府長岡京市下海印寺菩提寺まで
平成 21 年 11 月 18 日

ヲ 京都府長岡京市下海印寺岸ノ下から京都府長岡京市下海印寺岸ノ下まで
平成 24 年 8 月 18 日

ワ 京都府長岡京市下海印寺岸ノ下から京都府長岡京市下海印寺岸ノ下まで
平成 24 年 12 月 4 日

カ 京都府長岡京市下海印寺岸ノ下から京都府長岡京市調子1丁目まで
平成 24 年 9 月 12 日

コ 京都府長岡京市友岡4丁目から京都府長岡京市調子1丁目まで
平成 24 年 8 月 18 日

タ 京都府長岡京市調子1丁目から京都府長岡京市調子2丁目まで
平成 24 年 11 月 1 日

別 紙 1

レ 京都府長岡京市調子2丁目から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 24 年 12 月 29 日

ソ 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 13 年 6 月 7 日

なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

イ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 25 年 4 月 21 日 (供用開始)
平成 28 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56, 291 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 56, 291 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

27, 634 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35, 034 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近 江市木村町	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年9月18日	平成25年12月22日 (供用開始) 平成26年 9月29日 (残事業完成)	1,848百万円	2,123百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県大和 郡山市西町	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山 市椎木町及び奈 良県生駒郡安堵 町大字岡崎及び 奈良県大和郡山 市池沢町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月23日 (供用開始) 平成27年 3月 6日 (残事業完成)	2,516百万円	2,765百万円	—	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年9月18日	平成27年9月26日 (供用開始) 平成28年9月30日 (残事業完成)	2,620百万円	3,194百万円	—	本線 直結型
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯 郡伯耆町大 字岸本	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久 古及び鳥取県 西伯郡伯耆町 大字岸本	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 6月30日 (供用開始) 平成23年12月27日 (残事業完成)	233百万円	288百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道 室木下有木 若宮線及び 市道壱町田・ 大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年9月18日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成23年6月29日 (残事業完成)	941百万円	1,044百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月29日 (供用開始) 平成27年 3月30日 (残事業完成)	1,720百万円	2,027百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市北区改寄 町	市道鶴羽田 改寄町第1号 線及び市道 植木町広住 線	熊本県熊本 市北区植木 町石川及び 熊本県熊本 市北区改寄	立体接続	平成23年4月23日	平成31年3月31日	2,123百万円	2,729百万円	—	本線 直結型

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 名古屋神戸線	兵庫県宝塚 市玉瀬	市道宝塚北 インター線 (仮称)	兵庫県宝塚 市玉瀬	立体接続	平成24年5月17日	平成31年3月31日	424百万円	443百万円	—	宝塚 SA (仮称)
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	町道松茂24 号線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月14日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	352百万円	468百万円	—	松茂 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	市道塚原第3 号線(仮称) 及び市道塚 原第4号線 (仮称)	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	立体接続	平成24年5月17日	平成29年6月30日	1,377百万円	1,768百万円	—	本線 直結型
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県大村 市木場一丁 目	市道上久原 芋堀手線	長崎県大村 市木場一丁 目	立体接続	平成24年5月17日	平成30年3月31日	2,056百万円	2,757百万円	—	大分方面： 本線直結型 長崎方面： 木場PA
九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県小城 市小城町松 尾	市道高速道 路接続線	佐賀県小城 市小城町松 尾	立体接続	平成24年5月17日	平成30年3月31日	801百万円	1,579百万円	—	小城 PA
東九州自動車道	福岡県行橋 市大字流末	市道東九州自 動車道側道4号 線(仮称)及び 市道東九州自 動車道側道3号 線(仮称)	福岡県行橋 市大字宝山 及び福岡県 行橋市大字 流末	立体接続	平成24年5月17日	平成26年12月13日 (供用開始) 平成27年12月12日 (残事業完成)	217百万円	258百万円	—	今川
東九州自動車道	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	町道音・穴ヶ 葉山線	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月 1日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	350百万円	386百万円	—	上毛

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県和歌山市森小手穂	県道和歌山橋本線	和歌山県和歌山市森小手穂	立体接続	平成25年7月12日	平成31年3月31日	3,170百万円	3,793百万円	—	本線直結型
山陽自動車道 吹田山口線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	市道津之郷瀬戸幹線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	立体接続	平成25年7月12日	平成30年3月31日	817百万円	1,134百万円	—	福山SA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	鹿児島県始良市西餅田	市道サービスエリア線及び市道鍋倉～触田線	鹿児島県始良市西餅田	立体接続	平成25年7月12日	平成30年3月31日	643百万円	1,162百万円	—	桜島SA
九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県都城市山之口町花木	市道山之口SA南通線及び市道山之口SA北通線	宮崎県都城市山之口町山之口及び花木	立体接続	平成25年7月12日	平成28年9月30日	735百万円	930百万円	—	山之口SA
九州横断自動車道 長崎大分線	大分県由布市湯布院町塚原	市道高速側道11号線及び市道高速側道12号線	大分県由布市湯布院町塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成29年3月31日	1,086百万円	1,541百万円	—	由布岳PA
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	町道門川南インター線	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	立体接続	平成25年7月12日	平成29年3月31日	1,394百万円	1,723百万円	—	本線直結型
東九州自動車道	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野	県道宮崎須木線	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野及び塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成32年3月31日	2,211百万円	2,922百万円	—	本線直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(勝央JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

岡山県美作市上相

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道374号	岡山県美作市 上相	立体接続	勝央ジャンクション

(4) 工事予算

747 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	23 年	4 月	23 日
②工事の完成予定年月日	平成	28 年	3 月	27 日 (供用開始)
	平成	28 年	9 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

878 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 878 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

**(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県田辺市稲成町 まで
(なお、事業着手する区間については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までとする。)

(口) 延 長 26.9 キロメートル (9.5 キロメートル)
※()内は、和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 3 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	80	26. 9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

75, 000 百万円(消費税込み)

(うち、和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの工事予算 23, 684 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 12 月 31 日

(なお、上記については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,651 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,380 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで		
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	第1種第3級	道路構造令
香川県高松市 前田東町	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	100	36. 2	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで			
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	80	15. 6	
香川県高松市 前田東町	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4 車線	4 車線	4車線化
香川県高松市 前田東町	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
	トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		幅 員	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4. 50メートル(土工部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	3. 00メートル(土工部)	
香川県高松市 前田東町	まで	3. 00メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

71, 463 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

78, 913 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 75, 981 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
 長崎県長崎市中里町 まで

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	80	11.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
長崎県長崎市 早坂町	から	4 車線	4 車線	4車線化
長崎県長崎市 中里町	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

44,642 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日 (長崎芒塚～長崎多良見間)

平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

49, 331 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47, 196 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)(丹波IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号 (有料道路名:京都縦貫自動車道)

(2) 工事の箇所

京都府船井郡京丹波町須知

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道478号 (丹波綾部道路)	京都府船井郡 京丹波町須知	平面接続	本線
一般国道9号	京都府船井郡 京丹波町須知	立体接続	丹波インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 869 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|-------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 24 年 | 8 月 | 18 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 7 月 | 18 日(供用開始) |
| | 平成 | 28 年 | 3 月 | 30 日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 043 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 043 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)

**(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号 (有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 19.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	19.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

73, 217 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 12 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83, 590 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 79, 693 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線(出雲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4) 工事予算

1,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 32 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,133 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,086 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**沖縄自動車道(幸地IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県中頭郡西原町字幸地

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 幸地インター線	沖縄県 中頭郡西原町字幸地	立体接続	幸地インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,387 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,557 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,491 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

426 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 36 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

493 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**中国縦貫自動車道(湯田PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市吉田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道湯田パーキング線	山口県山口市吉田	立体接続	湯田PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,596 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 32 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 932 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(沼田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所 広島県広島市安佐南区沼田町大字伴

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道安佐南4区431号線 及び 市道安佐南4区803号線	広島県広島市安佐南区 沼田町大字伴	立体接続	沼田スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,591 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 30 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 776 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**四国縦貫自動車道(中山スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県伊予市双海町上灘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道日尾野引坂線	愛媛県伊予市双海町上灘	立体接続	中山スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,388 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 567 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(人吉球磨スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県人吉市七地町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインターチェンジ第1号線及び 市道スマートインターチェンジ第2号線	熊本県人吉市浪床町	立体接続	人吉球磨スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2,854 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31 年 | 9 月 | 30 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 207 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**九州横断自動車道長崎大分線(別府湾スマートIC(上り線))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県別府市大字内竈

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道八石荷戸2号線	大分県別府市大字内竈	立体接続	別府湾スマートインターチェンジ(上り線)

(4) 工事予算

733 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 30 年 | 9 月 | 30 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

819 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	75,139百万円
H 2 8	108,864百万円
H 2 9	65,842百万円
H 3 0	67,816百万円
H 3 1	69,130百万円
H 3 2	106,886百万円
H 3 3	75,128百万円
H 3 4	44,817百万円
H 3 5	44,910百万円
H 3 6	40,504百万円
H 3 7	40,929百万円
H 3 8	40,946百万円
H 3 9	41,665百万円
H 4 0	41,206百万円
H 4 1	41,903百万円
H 4 2	42,728百万円
H 4 3	43,435百万円
H 4 4	44,230百万円
H 4 5	43,825百万円
H 4 6	44,436百万円
H 4 7	44,634百万円
H 4 8	44,963百万円
H 4 9	45,224百万円
H 5 0	44,798百万円
H 5 1	44,874百万円
H 5 2	45,228百万円
H 5 3	45,389百万円
H 5 4	45,091百万円
H 5 5	45,388百万円
H 5 6	44,720百万円
H 5 7	44,005百万円
H 5 8	43,840百万円
H 5 9	44,430百万円
H 6 0	43,802百万円
H 6 1	44,294百万円
H 6 2	44,813百万円
H 6 3	45,376百万円
H 6 4	45,469百万円
H 6 5	45,541百万円
H 6 6	45,556百万円
H 6 7	44,685百万円
H 6 8	44,938百万円
H 6 9	44,593百万円
H 7 0	44,691百万円
H 7 1	44,711百万円
H 7 2	4,041百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度までは実績値を、平成27年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	73,931百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第12条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	17百万円
H27	114百万円
H28	767百万円
H29	1,022百万円
H30	1,340百万円
H31	1,245百万円
H32	1百万円
H33	26百万円
H34	65百万円
H35	85百万円
H36	0百万円
H37	0百万円
H38	0百万円
H39	0百万円
H40	0百万円
H41	0百万円
H42	0百万円
H43	0百万円
H44	0百万円
H45	0百万円
H46	0百万円
H47	0百万円
H48	0百万円
H49	0百万円
H50	0百万円
H51	0百万円
H52	0百万円
H53	0百万円
H54	0百万円
H55	0百万円
H56	0百万円
H57	0百万円
H58	0百万円
H59	0百万円
H60	0百万円
H61	0百万円
H62	0百万円
H63	0百万円
H64	0百万円
H65	0百万円
H66	0百万円
H67	0百万円
H68	0百万円
H69	0百万円
H70	0百万円
H71	0百万円
H72	0百万円

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(499,925百万円) 510,013百万円	(69,628百万円) 74,784百万円	(332,649百万円) 357,283百万円	(107,706百万円) 115,682百万円	(224,943百万円) 241,601百万円
H 1 9	(509,334百万円) 509,334百万円	(76,047百万円) 79,849百万円	(363,317百万円) 381,483百万円	(117,636百万円) 123,517百万円	(245,681百万円) 257,966百万円
H 2 0	(502,022百万円) 485,996百万円	(75,381百万円) 76,489百万円	(360,133百万円) 365,426百万円	(116,605百万円) 118,318百万円	(243,528百万円) 247,108百万円
H 2 1	(399,934百万円) 381,671百万円	(58,960百万円) 61,193百万円	(281,681百万円) 292,353百万円	(91,203百万円) 94,659百万円	(190,478百万円) 197,694百万円
H 2 2	(410,838百万円) 403,375百万円	(61,473百万円) 60,260百万円	(293,688百万円) 287,895百万円	(95,091百万円) 93,215百万円	(198,597百万円) 194,680百万円
H 2 3	(395,853百万円) 410,885百万円	(58,087百万円) 45,466百万円	(277,511百万円) 289,436百万円	(89,853百万円) 78,667百万円	(187,658百万円) 210,769百万円
H 2 4	(395,037百万円) 424,597百万円	(58,201百万円) 47,363百万円	(278,058百万円) 301,509百万円	(90,030百万円) 81,949百万円	(188,028百万円) 219,560百万円
H 2 5	(397,607百万円) 442,443百万円	(35,890百万円) 41,477百万円	(228,473百万円) 264,040百万円	(62,098百万円) 71,765百万円	(166,375百万円) 192,275百万円
H 2 6	(488,754百万円) 557,169百万円	(47,742百万円) 56,249百万円	(303,924百万円) 358,080百万円	(82,605百万円) 97,325百万円	(221,319百万円) 260,755百万円
H 2 7	(489,117百万円) 571,084百万円	(51,375百万円) 58,235百万円	(327,049百万円) 370,719百万円	(88,890百万円) 100,760百万円	(238,159百万円) 269,959百万円
H 2 8	539,431百万円	47,979百万円	305,431百万円	83,015百万円	222,416百万円
H 2 9	518,404百万円	48,299百万円	307,467百万円	83,568百万円	223,899百万円
H 3 0	518,966百万円	46,638百万円	296,892百万円	80,694百万円	216,198百万円
H 3 1	517,459百万円	45,430百万円	289,202百万円	78,604百万円	210,598百万円
H 3 2	514,510百万円	39,461百万円	251,203百万円	68,276百万円	182,927百万円
H 3 3	518,576百万円	42,841百万円	272,723百万円	74,125百万円	198,598百万円
H 3 4	520,804百万円	45,184百万円	287,639百万円	78,179百万円	209,460百万円
H 3 5	527,020百万円	45,342百万円	288,643百万円	78,452百万円	210,191百万円
H 3 6	524,109百万円	45,915百万円	292,290百万円	79,443百万円	212,847百万円
H 3 7	524,129百万円	46,217百万円	294,215百万円	79,966百万円	214,249百万円
H 3 8	521,507百万円	46,143百万円	293,742百万円	79,838百万円	213,904百万円
H 3 9	520,678百万円	47,062百万円	299,594百万円	81,428百万円	218,166百万円
H 4 0	517,996百万円	48,832百万円	310,863百万円	84,491百万円	226,372百万円
H 4 1	517,020百万円	51,138百万円	325,540百万円	88,480百万円	237,060百万円
H 4 2	515,242百万円	58,795百万円	374,286百万円	101,729百万円	272,557百万円
H 4 3	513,457百万円	58,485百万円	372,309百万円	101,192百万円	271,117百万円
H 4 4	507,245百万円	57,611百万円	366,750百万円	99,681百万円	267,069百万円
H 4 5	503,228百万円	57,161百万円	363,885百万円	98,902百万円	264,983百万円
H 4 6	500,355百万円	56,727百万円	361,120百万円	98,151百万円	262,969百万円
H 4 7	498,563百万円	56,479百万円	359,542百万円	97,722百万円	261,820百万円
H 4 8	493,427百万円	55,798百万円	355,207百万円	96,544百万円	258,663百万円
H 4 9	486,550百万円	54,909百万円	349,545百万円	95,005百万円	254,540百万円
H 5 0	479,679百万円	54,105百万円	344,432百万円	93,615百万円	250,817百万円
H 5 1	475,336百万円	53,555百万円	340,925百万円	92,662百万円	248,263百万円
H 5 2	468,864百万円	52,704百万円	335,511百万円	91,190百万円	244,321百万円
H 5 3	465,442百万円	52,258百万円	332,669百万円	90,418百万円	242,251百万円
H 5 4	461,603百万円	51,816百万円	329,859百万円	89,654百万円	240,205百万円
H 5 5	459,409百万円	51,506百万円	327,883百万円	89,117百万円	238,766百万円
H 5 6	453,853百万円	50,897百万円	324,005百万円	88,063百万円	235,942百万円
H 5 7	448,516百万円	50,321百万円	320,340百万円	87,067百万円	233,273百万円
H 5 8	446,373百万円	50,074百万円	318,770百万円	86,640百万円	232,130百万円
H 5 9	445,257百万円	49,862百万円	317,418百万円	86,273百万円	231,145百万円
H 6 0	439,914百万円	49,274百万円	313,677百万円	85,256百万円	228,421百万円
H 6 1	433,622百万円	48,429百万円	308,294百万円	83,793百万円	224,501百万円
H 6 2	429,100百万円	47,801百万円	304,296百万円	82,706百万円	221,590百万円
H 6 3	425,655百万円	47,301百万円	301,116百万円	81,842百万円	219,274百万円
H 6 4	419,613百万円	46,537百万円	296,249百万円	80,519百万円	215,730百万円
H 6 5	415,196百万円	45,977百万円	292,688百万円	79,551百万円	213,137百万円
H 6 6	410,767百万円	45,423百万円	289,162百万円	78,593百万円	210,569百万円
H 6 7	407,851百万円	45,169百万円	287,540百万円	78,152百万円	209,388百万円
H 6 8	401,827百万円	44,386百万円	282,561百万円	76,799百万円	205,762百万円
H 6 9	397,405百万円	43,878百万円	279,327百万円	75,920百万円	203,407百万円
H 7 0	392,709百万円	43,281百万円	275,524百万円	74,886百万円	200,638百万円
H 7 1	337,867百万円	36,444百万円	232,002百万円	63,057百万円	168,945百万円
H 7 2	8,847百万円	591百万円	3,763百万円	1,023百万円	2,740百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成27年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643, 757百万円) 660, 282百万円
H 1 9	(652, 624百万円) 655, 944百万円
H 2 0	(644, 959百万円) 622, 483百万円
H 2 1	(547, 669百万円) 523, 929百万円
H 2 2	(566, 717百万円) 553, 587百万円
H 2 3	(546, 542百万円) 567, 040百万円
H 2 4	(549, 281百万円) 584, 334百万円
H 2 5	(552, 462百万円) 602, 823百万円
H 2 6	(647, 514百万円) 722, 404百万円
H 2 7	(658, 713百万円) 747, 267百万円
H 2 8	716, 689百万円
H 2 9	696, 500百万円
H 3 0	698, 228百万円
H 3 1	698, 502百万円
H 3 2	697, 007百万円
H 3 3	695, 751百万円
H 3 4	696, 389百万円
H 3 5	700, 539百万円
H 3 6	697, 918百万円
H 3 7	697, 503百万円
H 3 8	696, 211百万円
H 3 9	696, 775百万円
H 4 0	693, 533百万円
H 4 1	692, 199百万円
H 4 2	690, 868百万円
H 4 3	688, 067百万円
H 4 4	681, 531百万円
H 4 5	676, 853百万円
H 4 6	672, 135百万円
H 4 7	669, 225百万円
H 4 8	662, 719百万円
H 4 9	657, 989百万円
H 5 0	653, 263百万円
H 5 1	650, 278百万円
H 5 2	643, 768百万円
H 5 3	639, 028百万円
H 5 4	634, 291百万円
H 5 5	631, 325百万円
H 5 6	624, 948百万円
H 5 7	620, 266百万円
H 5 8	615, 539百万円
H 5 9	612, 478百万円
H 6 0	606, 131百万円
H 6 1	601, 417百万円
H 6 2	596, 787百万円
H 6 3	593, 568百万円
H 6 4	587, 236百万円
H 6 5	582, 586百万円
H 6 6	577, 978百万円
H 6 7	575, 029百万円
H 6 8	568, 969百万円
H 6 9	564, 527百万円
H 7 0	560, 069百万円
H 7 1	557, 187百万円
H 7 2	50, 999百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を
平成27年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙 8 を次のとおり改める。

1. (2) ④イの表中、「東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の豊前インターチェンジと椎田道路の椎田南インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから豊前インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）。」の項を削る。

2. のうち、「平成 72 年 5 月 12 日」を「平成 72 年 5 月 3 日」に改める。

別紙特2を次のとおり改める。

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	499百万円
H 2 8	44,377百万円
H 2 9	63,941百万円
H 3 0	75,861百万円
H 3 1	82,746百万円
H 3 2	89,936百万円
H 3 3	98,640百万円
H 3 4	112,376百万円
H 3 5	117,233百万円
H 3 6	114,130百万円
H 3 7	111,620百万円
H 3 8	109,578百万円
H 3 9	100,653百万円
H 4 0	84,225百万円
H 4 1	64,049百万円

(注1) 平成27年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年 6月 6日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 石 塚 由 成